

昭和五十四年八月二十日

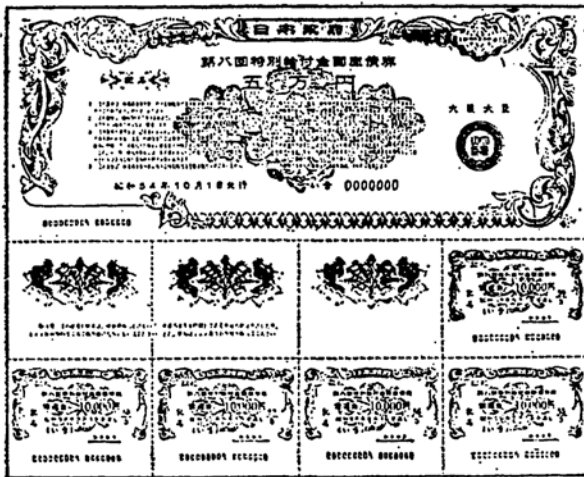
## 第八回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

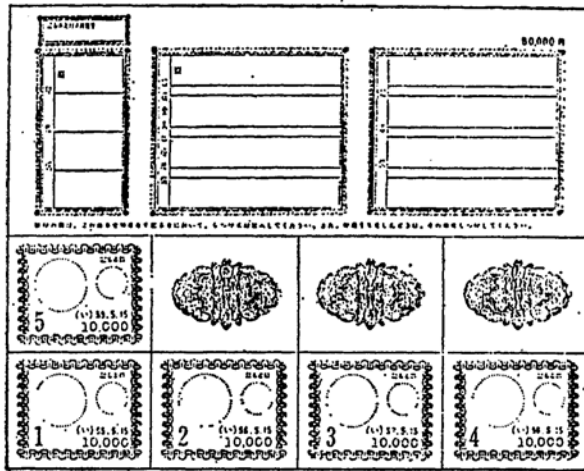
国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第四条第二項の規定により発行する第八回特別給付金国庫債券の様式の要領を次のように定める。

寸法	全体 本券 賦札	縦二百二十二ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦百十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「大蔵省印」の白すきちらし	
表	彩紋、唐草模様、「賦札」の文字 及び本券面の「日本政府」の文字 五万円券 二万五千円券 地模様 「記名」、記号の文字、大蔵大臣 の印章及び渡し期を表わす文字 賦札面の「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	緑色 だいたい色 淡黄茶色 赤色 白抜き 黒色
裏	彩紋、唐草模様及び文字 五万円券 二万五千円券	緑色 明るい茶色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考） 第八回特別給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。



(表面)



(裏面)